年末の交通事故防止市民運動

令和8年 12月 1日(火)～12月10日(木)

来る年も 笑顔でつなぐ 京の道

令和８年９月１日から生活道路※における
自動車の法定速度が60km/h→30km/hに
引き下げられました!!



※主に日常生活に利用される、中央線等がない道路

飲酒運転 絶対禁止!



車も自転車も
電動キックボードも

酒酔い運転は
5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金!

京都市 CITY OF KYOTO

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

令和8年10月発行
京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

令和8年4月から 自転車の青切符が導入されました!!!

（交通反則通告制度）

113の反則行為



16歳以上が対象

自転車の違反行為に対して**交通反則通告制度**★が導入されました。
歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながる悪質・危険な行為に対して、3,000円から12,000円の反則金が科せられます。

★交通反則通告制度とは？？？
違反者が一定期間内に反則金を納めれば、刑事罰が科されず処理される制度

